

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
鳥取市

令和7年7月1日時点

(注意事項)

・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。

・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	市民課 0857-30-8193	
2	犯罪被害者遺族給付金申請	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	人権推進課 0857-30-8071	
3	市営住宅の入居申請	②写しを提出	建築住宅課 0857-30-8371	
4	市営墓地の使用継承	②写しを提出	生活環境課 0857-30-8083	
5	個人情報開示請求	③不要	公文書管理室 0857-30-8106	
6	税の申告相談	③不要	市民税課 0857-30-8147	同一世帯であれば申告相談は可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
7	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	③不要	市民税課 0857-30-8144	障がい者の日常生活のために同一生計にある方が運転される場合は生計同一証明書の提出が必要です。(同一世帯員の場合は証明書は不要です) また、障がい者のために常時介護する方が運転される場合は常時介護証明書の提出が必要です。(同一世帯員の場合は証明書は不要です)
8	所得や課税に関する証明の交付申請	③不要	市民課 0857-30-8192 市民税課 0857-30-8147	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
9	納税に関する証明の交付申請	③不要	市民課 0857-30-8192 収納推進課 0857-30-8152	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
10	固定資産税課税台帳閲覧 評価証明書等の交付申請	③不要	固定資産税課 0857-30-8156	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
11	資産に関する証明の交付申請書	③不要	市民課 0857-30-8192 固定資産税課 0857-30-8192	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
12	住民票の写しの請求	③不要	市民課 0857-30-8192	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
13	埋火葬の許可申請	③不要	市民課 0857-30-8194	
14	生活困窮者自立支援事業	③不要	中央人権福祉センター 0857-20-4888	
15	市営墓地の使用	③不要	生活環境課 0857-30-8083	
16	高齢者日常生活用具購入費の助成	③不要	長寿社会課 0857-30-8211	
17	高齢者居住環境整備費の助成	③不要	長寿社会課 0857-30-8212	二人が同居する場合は、県制度証明書等の提示を受け、パートナーの所得要件の確認を行います。
18	緊急通報装置	③不要	長寿社会課 0857-30-8211	
19	要介護・要支援認定の申請	③不要	長寿社会課 0857-30-8212	
20	障がい者(児)日常生活用具給付事業	③不要	障がい福祉課 0857-30-8218	二人が同居する場合は、県制度証明書等の提示を受け、パートナーの所得要件の確認を行います。
21	障がい者住宅改修費補助	③不要	障がい福祉課 0857-30-8218	二人が同居する場合は、県制度証明書等の提示を受け、パートナーの所得要件の確認を行います。
22	生活保護	③不要	生活福祉課 0857-20-3476	
23	国民健康保険制度に関する手続き	③不要	保険年金課 0857-30-8222	
24	後期高齢者医療制度に関する手続き	③不要	保険年金課 0857-30-8225	
25	保育料算定、保育施設入所の際の世帯認定	③不要	幼児保育課 0857-30-8457	
26	空き家改修支援補助	③不要	まちなか未来創造課 0857-30-8331	
27	下水道使用料の減免	③不要	下水道経営課 0857-30-8391	
28	市立病院での入院時の面会、病状・治療方針の説明	③不要	市立病院 0857-37-1522	患者本人の同意がある場合に限りです。
29	移住奨励金の助成	②写しを提出	地域振興課 0857-30-8173	鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口への相談者登録が必要です。